

養育費不払い解消に向けた 取組について

令和3年11月25日

法務省民事局

法務省委託事業「養育費の不払い解消に向けた自治体における
法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究」について

1 本調査研究の位置付け

政府において養育費の不払い解消が喫緊の課題とされ、政府方針（「女性活躍加速のための重点方針2020」）で、「実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うため、地方自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究を開始する」とされている。

本調査研究は、この一環として、法務省からの委託で、令和3年度に初めて実施されるもの。

2 調査研究を実施するモデル自治体についての考え方

(1) 地方自治体の規模、数

人口数十万人規模の自治体1、10万人規模2、数万人規模2、の合計5以上を選定

(2) モデル事業の内容として想定される施策の例

- ア 自治体内の戸籍・ひとり親支援等の関係部署間連携。法的支援に関するプッシュ型支援
- イ 自治体窓口からオンライン等で弁護士の法律相談等を受けられる支援（利用料は低廉）
- ウ 裁判手続きのための申立書作成など、司法書士等の専門家を活用した支援
- エ 裁判手続きの手数料補助や裁判所への付添い等の支援、利用可能な手続きの積極的な周知
- オ 民間ADRの利用広報や手数料補助、オンラインでの民間調停サービスの提供
- カ 離婚当事者間の連絡・仲介等、自治体が主体となって実施可能な紛争解決の支援

(3) 各施策の実施方法

各モデル自治体で、上記ア～カのうち、一部の施策を新規に試行的に実施

(4) 施策実施に当たっての基本的考え方

当研究会の費用負担（委託費用の範囲内）で、モデル自治体の協力を得て試行的に実施

3 今後のスケジュール等

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ○令和3年7月頃 | 当研究会において自治体の調査、モデル自治体の選定 |
| ○令和3年8月頃～令和4年1月頃 | モデル自治体で関係施策の試行実施 |
| ○令和4年2月頃～ | 各自治体から実施報告、研究担当者による結果の分析・評価 |
| ○令和4年3月 | 当研究会において調査研究報告書の取りまとめ |

令和3年9月
法務省民事局

令和3年度法務省委託事業

「養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究」

受託者：公益社団法人商事法務研究会

<モデル事業実施自治体>

数十万人規模

○兵庫県宝塚市 (234千人)

10万人規模

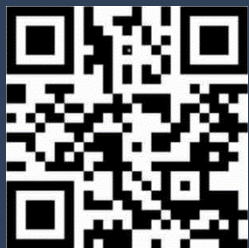
○山口県宇部市 (169千人)

数万人規模

○千葉県東金市 (58千人)

○三重県伊賀市 (89千人)

○熊本県人吉市 (33千人)

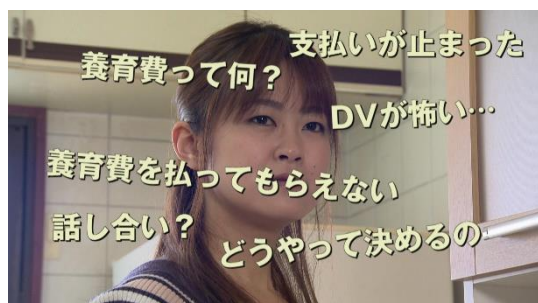


法務省動画チャンネル
MOJchannel

2021年3月12日
配信開始

法務省が初制作！ 養育費の不払い解消に向けた応援動画

「養育費バーチャルガイダンス2021」



場面・ニーズに応じた
「すぐ使える」情報満載!!

- 「養育費の取り決めをする人へ」「話し合いで決まらない人へ」「養育費が不払いになった人へ」と、状況に応じた情報を提供
- 「別居期間中は？」「DVがある場合は？」「費用はいくら必要？」など、具体的質問へのアドバイスを満載

対話型のQ & Aで
分かりやすく解説!!

- 「養育費とは？」「公正証書とは？」「家庭裁判所の調停とは？」「強制執行とは？」そんな難しいテーマを、担当官が解説
- 手続きや書式、窓口など、イラストで解説。「これなら自分でもできそう」と思っていたために

小野田政務官から
応援メッセージも!!

- 養育費の不払い解消は、待ったなし。法務省を挙げて取り組んでいる重要課題です
- 小野田法務大臣政務官から、養育費の不払いに悩む皆様に、応援のメッセージを送ります

離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページやパンフレットに掲載しています。

パンフレット



法務省民事局参事官室

電話番号:03 (3580) 4111

3

目指せ！動画100万アクセス

子どもの成長のために 離婚届を出す前に 知っておいてほしいこと



離婚届に記載された面会交流や養育費についての
チェック欄の書き方を解説した動画

まずはこちらの動画をチェック！

さらに詳しく知りたい方へ

パンフレット「子どもの
養育に関する合意書
作成の手引きとQ&A」

養育費バーチャルガイダンス
2021

法務省ウェブサイト
「離婚を考えている方へ」



Youtube 法務省チャンネル



お父さん・お母さんが 別れるのかな...

～家族のことで悩(なや)んでいるあなたへ～

法務省(ほうむしょう)では、家族のことで悩んでいる子どもたちに寄り添(そ)い、応援するための子ども向けホームページ(チルドレン・ファースト)を開設します



お母さん・お父さんがけんかばかりしてる...別れるのかな...

今、大変な思いをしているあなた

つらいときは一人でがまんしないで近くの人に話してみましょう。相談できるところもあるよ。

家族のかたちは変わるかもしれないけれど、

お父さん・お母さん、おしーちゃん・おばあちゃんとあなたとの関係は変わりません。

お母さん・お父さんの離婚(りこん)について知りたいと思うようなことをまとめてみました。

親が離婚(りこん)するって、どういうこと？

離婚(りこん)したら、だれが、私を育てることになるの？

離婚後(りこんご)に、離(はな)れて暮(く)らす親と関わりがなくなるの？

離婚(りこん)するのは、私のせいなの？

私の希望や悩(なや)みは、伝えていいの？

親には私の思いを伝えにくいなあ...

みんな、私みたいな悩(なや)みがあるのかな？

自分のような経験をする人が、減(へ)っていくのかな？

小学校高学年以上を念頭に、説明した内容となっています

法務省民事局参事官室

法務省 別居 離婚



法務省民事局では、このほか、親の立場で離婚するときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページやパンフレットに掲載しています。

詳しくはこちら➡



離婚届

令和 年 月 日 届出

長 殿

受理 令和 年 月 日
第 号

送付 令和 年 月 日
第 号

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附 票

住民票

通知

発送 令和 年 月 日

長 印

(1) 氏名

（よ み か た）

夫 氏 名

妻 氏 名

生 年 月 日

年 月 日

年 月 日

(2) 住所

（住民登録をして
いるところ）

世帯主
の氏名

世帯主
の氏名

(3) 本籍

（外国人のときは
国籍だけを書い
てください）

筆頭者
の氏名

番地
番

(4) 離婚の種別

父母及び養父母
の 氏 名
父母との続き柄

夫の父 母

続き柄
男

妻の父 母

続き柄
女

（右記の養父母以外にも
養父母がいる場合には
その他の欄に書いてください）

養父

続き柄
養 子

養父

続き柄
養 女

養母

養母

(5) 婚姻前の氏に
もどる者の本籍

□夫 は □もとの戸籍にもどる
□妻 は □新しい戸籍をつくる

番地
番

筆頭者
の氏名

(6) 未成年の子の
氏 名

夫が親権
を行う子

妻が親権
を行う子

(7) 同居の期間

年 月 から 年 月 まで

（同居を始めたとき）

（別居したとき）

(8) 別居する前の
住 所

番地
番 号

(9) 別居する前の
世帯のおもな
仕事と

☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
☐ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
☐ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
☐ 6.仕事をしている者のいない世帯

（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）

(10) 夫妻の職業

夫の職業

妻の職業

その他

届出人署名
（※押印は任意）

夫 印

妻 印

事件簿番号

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください（市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。）。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 （協議離婚のときだけ必要です）

署 名
（※押印は任意）

印

生 年 月 日

年 月 日

年 月 日

住 所

本 籍

番地
番

番地
番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。

（面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。）

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：（□公正証書 □それ以外）
□まだ決めていない。

（養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。）

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ＆A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

6

離婚及びこれに関連する制度の検討について

令和3年2月
法務省民事局

背景・経緯

離婚後養育に関わる我が国の法制度については、近時、**国内外に様々な意見あり**

※商事法務研究会「家族法研究会」(令和元年11月～)で研究者・実務家による検討を実施(法務省等も参加)

背景には、○父母の離婚等を一要因として生ずる深刻な子の貧困の問題
○非監護親と子との交流の在り方といった子の福祉に関わる問題
○女性の社会進出や、育児の在り方・国民意識の多様化といった社会情勢

平成23年民法等の一部を改正する法律案に対する**衆・参法務委員会の附帯決議**

「今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、...離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること」(衆・法務委。参・法務委も同旨)

「面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討...等、必要な措置を講ずること」(参・法務委。衆・法務委も同旨)

「**骨太方針2020**」.....「養育費確保の実効性向上策等を着実に実施」

「安全・安心な面会交流のための具体策を検討」

子の利益の確保等の観点から、①父母の離婚(離婚前の別居を含む)後の子の養育の在り方に加え、現行法の規律について問題点が指摘されている、②未成年養子制度の見直し、③離婚に伴う財産分与制度の見直しに向けた検討が必要

→ **離婚及びこれに関連する制度について幅広く検討を行う**

令和3年2月10日、法務大臣から法制審議会に諮問。「家族法制部会」で議論される予定

諮問 第113号

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

主な検討課題

平成28年度ひとり親調査での「取決め率」

【養育費】母子世帯:42.9%, 父子世帯20.8%

【面会交流】母子世帯:24.1%, 父子世帯27.3%

同調査「現在も履行(実施)されている率」

【養育費】母子世帯:24.3%, 父子世帯3.2%

【面会交流】母子世帯:29.8%, 父子世帯45.5%

父母の離婚後の子の養育の在り方

【指摘される問題点】

- ・ 離婚後養育への父母の関与の多様化
- ・ 離婚前後のDV等への十分な対応が必要
- ・ 協議離婚時に、子のための協議・取決めが十分にされない
- ・ 不払い養育費の取立て、回収が困難
- ・ 面会交流の安全・安心な実施が困難な場合がある

【主な論点】

- ・ 離婚後の子の養育の理念や父母の関与の在り方をどう考えるか
- ・ DV事案等への対応をどう考えるか
- ・ 離婚時の取決めをどのように促進するか
- ・ 養育費の確保をどのように実現するか
- ・ 安全・安心な面会交流をどう確保するか
- ※他の行政施策との連携も重要

未成年養子制度の見直し

【指摘される問題点】

- ・ 節税目的で未成年養子が利用される
- ・ 再婚時に、子の利益に沿わない連れ子養子がされる場合がある

【主な論点】

- ・ 未成年養子の趣旨・目的をどう考えるか
- ・ 現行法では届出のみで足りる連れ子養子の要件を見直すべきか

離婚に伴う財産分与制度の見直し

【指摘される問題点】

- ・ 夫婦間で権利行使が十分されない
- ・ 分与時の判断のルールが明確でない

【主な論点】

- ・ 2年の除斥期間を伸長するか
- ・ 原則「2分の1ルール」を制度化するか